

## むつ市都市再生推進法人の指定等に関する事務取扱要綱

平成27年4月13日

むつ市告示第67号

(趣旨)

第1条 この要綱は、都市再生特別措置法（平成14年法律第22号。以下「法」という。）第118条第1項の規定に基づく都市再生推進法人（以下「推進法人」という。）の指定等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(指定の申請)

第2条 法第118条第1項の規定による推進法人の指定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、都市再生推進法人指定申請書（様式第1号）を市長に提出するものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 定款
- (2) 登記事項証明書
- (3) 役員の名、住所及び略歴を記載した書面
- (4) 法人の組織及び沿革を記載した書面並びに事務分担を記載した書面
- (5) 前事業年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表又はこれらに相当する書類
- (6) 当該事業年度の事業計画書及び収支予算書又はこれらに相当する書類
- (7) 過去のまちづくり活動の実績を記載した書面
- (8) 法第119条に規定する業務に関する計画書
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(指定)

第3条 市長は、前条第1項の申請書の提出があった場合において、申請者が次の各号いずれにも該当すると認めるときは、法第118条第1項の規定により、当該申請者を推進法人として指定することができる。

- (1) まちづくりの推進を活動目的としていること。
- (2) 申請者又はその母体となっている組織に、まちづくり活動の実績があること。
- (3) 市の区域内に事務所を有していること。
- (4) 法第119条に規定する業務の全部又は一部を適正かつ確実にを行うために必

要な組織体制及び人員体制並びに必要な経費を賄うことができる経済的基礎を有していること。

- (5) 関係行政機関、活動地域内の他の民間組織等と十分な連携を図ることができると認められること。

(指定の通知等)

第4条 市長は、申請者について、推進法人として指定したときは都市再生推進法人指定書（様式第2号）により当該申請者に通知するものとし、指定しないときはその旨を当該申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による指定をしたときは、法第118条第2項の規定による公示をするものとする。

(名称等の変更)

第5条 推進法人は、法第118条第3項の規定による変更の届出を行う場合は、都市再生推進法人名称等変更届出書（様式第3号）を市長に提出するものとする。

- 2 市長は、前項の届出があったときは、法第118条第4項の規定による公示をするものとする。

- 3 推進法人は、その業務の内容を変更しようとするときは、あらかじめ都市再生推進法人業務変更届出書（様式第4号）を市長に提出するものとする。

(事業の報告)

第6条 推進法人は、事業年度開始後、速やかにその事業年度の事業計画書及び収支予算書又はこれらに相当する書類を市長に提出するものとする。

- 2 推進法人は、事業年度終了後、速やかにその事業年度の事業報告書、収支決算書及び貸借対照表又はこれらに相当する書類を市長に提出するものとする。

- 3 市長は、推進法人の業務の適性かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、法第121条第1項の規定により、当該推進法人に対し、その業務に関し報告させることができる。

(改善命令)

第7条 市長は、推進法人が業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、法第121条第2項の規定により、当該推進法人に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべき事を命ずることができる。

(指定の取消し)

第8条 市長は、推進法人が前条の規定による命令に違反したときは、法第121条第3項の規定により、推進法人としての指定を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定による指定の取消しを行う場合は、行政手続法（平成5年法律第88号）の規定による聴聞を行うものとする。

3 市長は、第1項の規定による取消しをしたときは、法第121条第4項に規定による公示をするものとする。

（委任）

第9条 この要綱に定めるもののほか、推進法人の指定等に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則(令和6年3月1日告示第25号)

この要綱は、告示の日から施行する。